

松戸市広報まつど広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報紙「広報まつど」に掲載する広告に関し必要な事項について定めるものとする。

(広告の範囲等)

第2条 広告の範囲等については、松戸市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づくものとする。

(広告の種類、掲載規格及び掲載料金)

第3条 広告の種別、規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種類	規格（1 枠当たり）	掲載料（1 枠当たり）
1号広告	カラー、縦 84mm×横 58mm	50,000 円
2号広告	2色、縦 84mm×横 58mm	30,000 円

- 前項に定める2号広告の色は、1色を黒とし、他の1色は市が指定するものとする。
- 第1項に定める広告の規格については、それぞれ4枠までのスペースを使用して1件の広告とすることができるものとする。
- 掲載する広告には、「広告」の文字を表示するものとする。ただし、広報まつどの紙面に広告の掲載位置を示した見出しなどを記載した場合は、この限りでない。

(公募)

第4条 市長は、市のホームページにより、広告を掲載しようとする者及び広告代理店を公募することができる。

(公募によらない募集)

第5条 市長は、公募によらず、広告主となりうる者及び広告代理店への案内により広告の募集を行うことができる。その場合においては、前条及び第7条に定める規定は適用しない。

(申し込み)

第6条 広告掲載の申し込みをする者及び広告代理店（以下「申込者」という。）は、市長が定める期間内に、松戸市広告掲載申込書（第1号様式）を、次に掲げる資料等と共にこれを市長に提出しなければならない。

- （1）広告の原稿案
- （2）広告に関する事業の説明資料
- （3）その他広報広聴課が指定する資料等

2 広告原稿のデータ作成等の申し込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告の掲載希望が競合した場合の優先順位は、次のとおりとする。

順位	広告の掲載を希望する主体
1	国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
2	私企業のうち、公共的性格のある企業で市内に事業所等を有するもの
3	順位2以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの 市内公共施設での展覧会・演劇・コンサート・その他催し等を主催するもの（その告知に限る）
4	その他、掲載する広告として適当であると認められるもの
5	順位に関わらず、過去1年以内に第10条第4項に定める広告掲載決定の取消しを受けたもの

2 前項に定める優先順位が同じ順位となる申し込みがあった場合は、申し込みが早い順に掲載するものとする。

(規制業種等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に該当又は類似するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に定める貸金業者
- (5) たばこ産業
- (6) ギャンブルにかかるもの
- (7) 社会問題を起しているもの
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中のもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中のもの
- (10) 占い、運勢判断に関するもの
- (11) 興信所・探偵事務所等
- (12) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政処分を受け、改善がなされていないもの
- (16) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらの者と関係を有しているもの
- (17) その他市長が広告の業種又は事業者として不相当と認めるもの

(掲載基準)

第9条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 公共の福祉に反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 市の信用を失墜し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 広告の目的、内容及び責任の所在が不明確なもの
- (5) 政治的問題、社会問題について主義、主張等を述べたもの
- (6) 公の選挙又は投票の事前運動に該当し、又はそのおそれがあるもの
- (7) 宗教団体による布教推進及び集団利益を助長することを目的としたもの
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、広告の閲覧者を不安にさせ、又はそのおそれがあるもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 人権侵害、人種・性別・職業・境遇・信条等による差別、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、プライバシーの侵害、名誉毀損、信用毀損若しくは業務妨害となり、又はそのおそれがあるもの
- (11) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (12) 他を誹謗、中傷若しくは排斥し、又はそのおそれがあるもの
- (13) 暴力、犯罪を肯定若しくは助長し、又はそのおそれがあるもの
- (14) 残酷、醜悪、猟奇的な描写など、善良な風俗に反するようなもの
- (15) わいせつ性を連想若しくは想起させ、又はそのおそれがあるもの
- (16) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表現又は誤認を招くようなもの
例：「日本一」「一番安い」「最安値」等
 - イ 射幸心を著しくあおるもの
例：「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告を掲載しようとする者又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (17) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア ギャンブル等を肯定するもの
 - イ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (18) その他市長が広告として不適当と認めるもの

(審査及び承諾)

第10条 市長は、前2条の規定に基づき、申込者の申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を承諾し、又は不承諾した場合は、速やかに申込者に対し、松戸市広告掲載申込結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 市長は、広告掲載を承諾する場合において申込者の数が広告掲載の枠数を超えたときは、第7条の規定に基づき決定するものとする。

4 広告掲載を承諾する旨の通知をしたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該承諾を取り消すことができる。この場合において当該承諾を取り消したときは、市長は、広告掲載の承諾通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）に対し、松戸市広報まつど広告掲載承諾取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(1) 広告主が、次条に規定する広告掲載料を納付しないとき

(2) 広告主が、第12条に規定する版下原稿を提出しないとき

(3) 広告主が、法令、要綱及びこの要領に違反したとき

(広告掲載料)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 広告掲載料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(版下原稿の提出)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに版下原稿を提出するものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告の内容等により市に損害等が生じた場合、市長は、広告主に対しその賠償を求めることができる。

(禁止行為等)

第14条 広告主は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

(1) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為

(2) 市又は第三者に対し、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、プライバシーの侵害、名誉毀損、信用毀損、誹謗中傷その他不利益となり、又はそのおそれがある行為

(3) その他市長が広告主として不相当と認める行為

2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(申し込みの取り下げ)

第15条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合は、広告の申し込みを取り下げることができる。

(1) 広告主の都合により、広告を掲載する必要がなくなったとき

(2) 市から広告の掲載位置又は規格を変更する旨の通知があったとき

2 広告主は、前項の規定により広告の申し込みを取り下げるときは、松戸市広報まっど広告掲載取下申出書（第4号様式）により市長に通知しなければならない。

(管轄)

第16条 この要領に関する訴訟については、千葉地方裁判所松戸支部を第1審の専属管轄裁判所とする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

松戸市広告掲載申込書

松戸市長

松戸市広告掲載要綱第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。
なお、広告掲載に当たっては松戸市広告掲載要綱に従います。

(申込者)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

代表者名

印

電話番号

電子メール

担当者氏名

記

- 1 広告名称 広報紙「広報まつど」広告
- 2 掲載号 _____年 月 日発行号
- 3 掲載希望枠 枠 ※原則1枠ですが、期限内に枠が埋まらなかった場合のみ枠追加可能。費用は枠数×3万円(税込)。
- 4 広告内容 別添のとおり
- 5 その他 広告の掲載に当たっては、松戸市広報まつど広告掲載取扱要領に従います。

年 月 日

松戸市広告掲載申込結果通知書

様

松戸市長

松戸市広告掲載要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 広告名称 広報紙「広報まつど」広告
- 2 掲載の可否 承諾 ・ 不承諾
- 3 掲載号 年 月 日発行号
- 4 掲載場所 8面下段（2色刷りの面）
- 5 広告掲載料 円（内訳： 円× 枠）
- 6 備考
（不承諾の場合は、その理由）

※ 市ホームページ等に掲載する広報まつどには、広告は掲載しません。
ご了承ください。

第3号様式

年 月 日

松戸市広報まつど広告掲載承諾取消通知書

様

松戸市長

松戸市広報まつど広告掲載取扱要領第10条第4項の規定により、次のとおり広告掲載の承諾を取り消したので通知します。

取消事由

松戸市広報まつど広告掲載取下申出書

松戸市長

松戸市広報まつど広告掲載取扱要領第15条の規定により、下記のとおり広告の申し込みを取り下げます。

(広告主)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

代表者名

印

電話番号

電子メール

担当者氏名

記

1 掲載号

年 月 日発行号